

第 93 回倫理委員会議事要旨（2024 年 10 月 30 日）

I 日時：

2024 年 10 月 30 日（水）10:00～11:50

II 場所：

公認会計士会館会議室及びオンライン会議

III 出席者：

○ 倫理委員会委員

（五十音順・敬称略）※印は本会の会員以外（特定社員を含む。）の委員を示す。

樋口誠之（委員長）、武藤智帆（副委員長）、山田雅弘（副委員長）、石井哲也、市川充（※）、佐々野未知、高田篤、林隆敏（※）、林祐樹（※）、三宅周兵、矢萩由紀子（※）、吉村智明、井村知代（オブザーバー）

○ 日本公認会計士協会

後藤紳太郎（副会長）、西田俊之（常務理事）

IV 議事要旨：

◆ 協議事項

1. タックス・プランニングに関する倫理規則改正公開草案について

担当副委員長から、タックス・プランニング及び関連業務に関する倫理規則改正公開草案の概要について、10 月 2 日に開催された第 13 回倫理委員会有識者懇談会*における委員からの意見への対応も含めた説明がなされた。

審議の結果、出席委員全員の賛成により承認され、倫理規則改正公開草案を 11 月の役員会に上程することとなった。

【主なご意見】

- 改正案第 380.5 A3 項では「タックス・プランニング業務には、税務関連の法令等に基づく依頼人の税務申告書の作成、申告、報告、納税及びその他の義務の履行を支援する業務は含まれない。」とあるが、「その他」は並列を意味する一方で、「その他の」は例示を意味する際に用いられるため、「及びその他の」という言葉の使い方は、法令等の書き表し方と照らし合わせても違和感がある。

（質問への回答）

- 現行倫理規則で多数使用している表現であり、次回以降の倫理規則改正の際に、当該表

* 当該有識者懇談会の議事要旨及び資料については、以下の JICPA ウェブサイトを参照されたい。

<https://jicpa.or.jp/news/information/2024/20241120edh.html>

現の全面的な見直しを行いたい。

- タックス・プランニング業務に関する倫理規則の要求事項に関するフロー図については、倫理規則の公開草案とともに公表されるのか。

(質問への回答)

- フロー図などを取りまとめた資料を倫理規則改正概要として作成し、公開草案と同時に公表する予定である。

- 改正案 R380.14 項では「風評、ビジネス上の影響、及びより広範な経済的影響」とあるが、当該要求事項に関連する適用指針である改正案第 380.14 A1 項では「風評及びビジネス上の影響は、関連する税務当局又はその他の当局との長期にわたる訴訟等による、依頼人に対する個人若しくは事業上の影響、又は当該依頼人若しくは職業的専門家の評判への影響に関連する可能性がある。」とされる。「風評及びビジネス上の影響」が「・・・影響、又は・・・評判への影響に関連する可能性がある」という表現は、日本語的に繋がりにくい印象を受ける。

- 改正案 R380.14 項における「風評、ビジネス上の影響、及びより広範な経済的影響」の「風評」は、「評判」とした方が理解しやすいのではないか。また、原文は「the reputational, commercial and wider economic consequences」であり、「風評」は「ビジネス上の影響」及び「より広範な経済的影響」と同様に、「評判への影響」とした方が読みやすいのではないか。

(質問への回答)

- 当該記載について、検討させていただきたい。

- 改正案では、タックス・プランニング業務の位置付けについて、倫理規則の「専門業務」の中にタックス・プランニング業務が入らないという整理にしたという理解でよいか。

(質問への回答)

- 既存の専門業務の定義には影響させず、タックス・プランニング業務を別途定めることとした。

- 改正案第 280.1 項には「所属する組織に対するタックス・プランニング業務及び関連業務に従事する会員（以下、本セクションにおいて「会員」という。）は、基本原則を遵守するとともに、阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション 120 で規定されている概念的枠組みを適用することが求められる。」とあり、第 380.1 項には「依頼人に対するタックス・プランニング業務及び関連業務を提供する会員（以下、本セクションにおいて「会員」という。）は、基本原則を遵守するとともに、阻害要因の識別、評価及び対処のため、セクション 120 で規定されている概念的枠組みを適用することが求められる」とあるが、IESBA の原文には含まれていない日本独自の記載が含まれているのか。

(質問への回答)

- IESBA 倫理規程第 280.1 項及び第 380.1 項を日本の倫理規則に導入するに当たり、原文

では「Professional accountants」とある箇所を、それぞれ「所属する組織に対するタックス・プランニング業務及び関連業務に従事する会員」及び「依頼人に対するタックス・プランニング業務及び関連業務を提供する会員」としている。

- 第三者（依頼人）に提供するタックス・プランニング業務は全て改正案セクション 380 が適用されるとの理解でよいか。

（質問への回答）

➤ ご理解のとおりである。

- 事業会社に所属している会員が、第三者に対してタックス・プランニング業務を実施した場合、当該事業会社は税理士法人ではないためタックス・プランニング業務を提供することはできず、当該会員が個人の税理士資格をもって業務を提供するという一方で、改正案セクション 380 を適用することとなるのか。

（質問への回答）

➤ 第三者に対するタックス・プランニングに関する助言を行う業務の場合には、改正案セクション 380 を適用することとなる。

- 改正案第 380.5 A3 項は「タックス・プランニング業務には、税務関連の法令等に基づく依頼人の税務申告書の作成、申告、報告、納税及びその他の義務の履行を支援する業務は含まれない。」とあるが、「税務関連の法令等に基づく依頼人の税務申告書の作成、申告、報告、納税及びその他の義務の履行を支援する業務は、タックス・プランニング業務に含まれない。」とした方が理解しやすいのではないか。

- 改正案第 380.5 A3 項では「タックス・プランニング業務には、税務関連の法令等に基づく依頼人の税務申告書の作成、申告、報告、納税及びその他の義務の履行を支援する業務は含まれない。ただし、税務業務がタックス・プランニング業務及び上記の業務の両方を含む場合は、タックス・プランニング業務に関連する部分を本セクションの対象とする。」とあるが、「上記の」は削除し「タックス・プランニング業務には、税務関連の法令等に基づく依頼人の税務申告書の作成、申告、報告、納税及びその他の義務の履行を支援する業務は含まれない。ただし、税務業務がタックス・プランニング業務及び当該業務の両方を含む場合は、タックス・プランニング業務に関連する部分を本セクションの対象とする。」としてはどうか。

- 「信頼できる根拠」（Credible Basis）という文言については、一般人から見て信頼できるのか、又は助言をする者から見て信頼できるのかが曖昧であるため、「合理的な根拠」とすることも検討いただきたい。

- 改正案 R380.4 JP 項では「会員は、これらの業務を依頼人に提供することが法令等により制限される場合には、当然これらの業務を提供することはできない。」とあるが、語尾に「できない」とある要求事項は、現行倫理規則に存在しない。当該規定を要求事項ではなく適用指針とするか、「提供してはならない」と語尾を修正してはどうか。

(質問への回答)

- ご意見を踏まえ、記載の修正を検討させていただきたい。

- 税理士だけではなく、弁護士も税務業務を提供することが可能であるため、関係団体への周知に当たっては、弁護士会等の団体に対しても周知をするなどの対応が必要ではないか。

(質問への回答)

- 公認会計士と税理士の両方の資格を持っている場合と同様に、公認会計士と弁護士の資格の両方を持っている場合も、公認会計士の倫理規則は遵守しなければならないため、弁護士の資格を保有している会員に対しても周知を行っていくことを検討したい。

◆ 報告事項

1. IESBA 9 月会議報告について

担当副委員長から、IESBA 9 月会議について報告がなされた。具体的には、サステナビリティ、会計事務所等の文化及びガバナンス、集団投資ビークル (Collective Investment Vehicles: CIV) の独立性等について議論が行われた旨が説明された。

【主なご意見】

- 会計事務所等の文化及びガバナンスの議論において、欧米等ではプライベートエクイティによる会計事務所等に対する外部投資があると述べられていたが、日本においては、ネットワーク・ファームであるコンサルティング会社に対して外部から投資が行われているような実態はあるのか。会計事務所等の業務の質を向上させるための投資は必要であるが、資金をどのように調達するのかが問題である。

(質問への回答)

- 日本において、監査法人はパートナーシップを基本型としているため、欧米等のように外部が投資という形で介入することはできない。ただし、監査法人がグループ会社を設立し、外部から当該事業体に投資することは、理論上可能であると考えられる。

- 会計事務所等の文化及びガバナンスの議論において、会計事務所等に独立非業務執行役員 (independent non-executives: INE) の選任を義務付ける要求事項を IESBA 倫理規程に新設する提案があったとのことだが、どの程度の規模の会計事務所等に当該規定を適用するか検討されているのか。日本の場合、上場会社等監査人登録を行っている会計事務所等は、監査法人のガバナンスコードを適用しているため INE を選任しているが、特に小規模の個人事務所に当該規定を適用することは現実的ではないと思われる。

(質問への回答)

- 当該規定案に関して、会計事務所等の「scalability」の考慮に関する議論はなされている。なお、9 月会議では、当該規定案に対し、あまりポジティブな意見は寄せられなかった。

2. 会員からの職業倫理相談状況について

担当副委員長から、最近の会員からの職業倫理相談状況について説明がなされた。

以 上

お問合せ先

日本公認会計士協会 業務本部

倫理グループ

E-mail : rinri@sec.jicpa.or.jp